

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区梅島二丁目18番5号

氏名 栄鉄鋼商事 株式会社
代表取締役 江井 弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年12月 2日

許可の有効年月日 令和 8年 9月10日

1. 事業の範囲

中間処理

破 碎：廃プラスチック類（硬質系のものに限る。）、木くず（紙、繊維、油、汚泥、金属類等の付着物のないもの（マテリアルリサイクル可能なもの）に限る。） 以上2種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質系で再生利用可能なものに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県三郷市泉三丁目8番3、8番21 以上2筆（面積1,154.61㎡）
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成18年 9月11日	指令廃指第 750号	新規許可
平成23年 9月12日	指令越環第1206号	更新許可
平成27年12月 1日	-	変更届（事業場の住居表示）
平成28年 9月11日	指令越環第819号	更新許可
令和 3年12月 2日	指令越環第539号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	1. 58 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (硬質系のものに限る。) 以上1種類	平成18年 9月11日 — —
	2. 11 t/日 (8時間)	木くず (紙、繊維、油、汚泥、金属類等の付着物のないもの (マテリアルリサイクル可能なもの) に限る。) 以上1種類	— — —
破碎施設	1. 16 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (硬質系で再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成18年 9月11日 — —
圧縮梱包施設	4. 48 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (軟質系で再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成18年 9月11日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 (硬質系で再生利用不可能なものに限る。) 以上1種類	5. 8 m ²	1. 1 m (屋内) (1. 5 m ³ 鉄ボックス×3個)
廃プラスチック類 (硬質系で再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	5. 8 m ²	1. 1 m (屋内) (1. 5 m ³ 鉄ボックス×3個)
廃プラスチック類 (軟質系で再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	7. 2 m ²	2. 0 m (屋内) (1. 0 m ³ 網パレット×12個)
木くず (紙、繊維、油、汚泥、金属類等の付着物のないもの (マテリアルリサイクル可能なもの) に限る。) 以上1種類	6. 9 m ²	2. 0 m (屋内)

(以下余白)